

# 武蔵村山市 第六次生涯学習推進計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月 武蔵村山市



## 武蔵村山市第六次生涯学習推進計画の策定に当たって

本市では、平成13年に「武蔵村山市生涯学習推進計画」を策定して以来、5年ごとに改定を重ね、生涯学習の推進に取り組んでまいりました。

現在、生成AI等のデジタル技術の進化やグローバル化の進展、そして、少子高齢化の加速などにより、社会はこれまでにないスピードで変化しています。それに伴い、生涯学習のニーズはますます多様化し高度化してきており、これらに応えることが行政の重要な役割となっております。国においては、令和5年6月に誰もが公平に生涯にわたり学び続けられる環境を整備し、共生社会の実現を図る「第4期教育振興基本計画」が策定され、東京都においては、令和6年3月に子供が自ら未来を切り拓く力を育む教育環境の構築を推進する「東京都教育ビジョン（第5次）」が策定されました。



こうした社会情勢等を踏まえ、本市における生涯学習の一層の充実・推進を図るため、「武蔵村山市第五次生涯学習推進計画」を見直し、新たに「武蔵村山市第六次生涯学習推進計画」を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、市民の皆様が生涯にわたり自由に学ぶ機会を創出し、学びを通じて生きがいやふれあいを育むとともに、学んだ知識や技能を地域社会の発展や文化・芸術の振興へとつなげてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会の皆様をはじめ、パブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

今後とも、本計画の着実な推進と実現に向け、皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

武蔵村山市長

山崎泰大



# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の背景と趣旨 .....	1
第 2 節	計画の性格と位置付け .....	3
第 3 節	計画の期間 .....	4
<b>第 2 章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>5</b>
第 1 節	計画の基本理念 .....	5
第 2 節	施策展開における 6 つの柱 .....	6
第 3 節	施策の体系 .....	7
<b>第 3 章</b>	<b>生涯学習推進事業</b> .....	<b>1 2</b>
第 1 節	生涯学習推進計画掲載基準 .....	1 2
第 2 節	生涯学習推進事業一覧 .....	1 3
1	ライフステージに応じた学習の充実 .....	1 3
(1)	乳幼児期の学習 .....	1 3
(2)	青少年期の学習 .....	1 5
(3)	青少年期の社会教育 .....	1 8
(4)	成人期の社会教育 .....	2 1
(5)	高齢期の社会教育 .....	2 2
2	市民の交流を促す拠点づくり .....	2 4
(1)	既存施設の充実と有効活用 .....	2 4
(2)	狭山丘陵の保全と活用 .....	2 6
(3)	全市的拠点の整備 .....	2 6
3	社会参加への関心を育む学習の推進 .....	2 8
(1)	団体・グループへの学習機会の提供 .....	2 8
(2)	地域の生活を守るための学習 .....	2 8
(3)	共に生き、共に生活できる環境づくり .....	3 1
(4)	郷土の学習と新しい文化の創造 .....	3 3
(5)	ボランティア活動の推進 .....	3 6
4	市民をつなぐネットワーク形成の支援 .....	3 8
(1)	交流機会の充実 .....	3 8
(2)	スポーツ・レクリエーションの振興 .....	3 9
(3)	グループ・団体間の交流支援 .....	4 1

(4)	世代間交流の促進	4 2
(5)	市民団体等への支援と連携	4 2
5	生涯学習情報提供・相談体制の整備	4 4
(1)	情報システムの運用	4 4
(2)	情報媒体の充実	4 4
(3)	生涯学習情報の集約	4 5
(4)	学習相談体制の整備	4 6
6	生涯学習推進体制	4 7
(1)	庁内推進組織	4 7
(2)	市民参加による推進組織	4 7
(3)	各種機関との連携体制	4 8

## 第4章 計画の進行管理 4 9

### 参考資料

1	生涯学習関連施設一覧	5 0
2	武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱	5 5
3	武蔵村山市生涯学習推進本部員名簿	5 9
4	武蔵村山市生涯学習推進本部庁内推進検討会委員名簿	6 0
5	武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱	6 1
6	武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会委員名簿	6 3
7	武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会からの意見	6 4
8	武蔵村山市生涯学習審議会条例	6 5
9	武蔵村山市生涯学習審議会会議規則	6 7
1 0	武蔵村山市生涯学習審議会委員名簿	6 9
1 1	武蔵村山市第六次生涯学習推進計画策定経過等	7 0

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第 1 節 計画策定の背景と趣旨

### 生涯学習とは

- 市民の自主的な学習活動の基本となるもの
- 個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを育むもの
- 市民一人一人の生活の充実や向上を図るもの
- 地域の発展や文化芸術の振興を目指し、創意ある活動に参加する機会をつくり出すもの
- 市民主体のまちづくりを推進するうえで重要な学習機会の提供や、自主的なグループ活動等の醸成に資するもの

### 生涯学習の必要性

- 新しい知識を学び続けることで、社会の変化に対応するため
- 自分の興味や関心を深めることで、人生を豊かにするため
- 学びを通じて地域や人とのつながりを広げることで、社会参加のきっかけとするため

### 背景と趣旨

AI や ICT などの技術革新、グローバル化、少子高齢化が進み、社会状況は急速に変化し、生活様式や価値観の多様化も進む中、市民の学習意欲は一層高まり、生涯学習へのニーズは多様化・高度化することが見込まれます。行政はこれらのニーズに的確に対応するとともに、市民との協働により市民の学習活動を積極的に推進し、支援を図る必要があります。

国の動向としては、令和 5 年 6 月に今後の教育政策に関する基本的な方針として、「第 4 期教育振興基本計画」が策定され、同計画では、学校教育から離れた後も、生涯にわたって学び続け、仕事と学習を繰り返すリカレント教育を通じた高度人材育成、共生社会の実現に向けた教育の推進、持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の育成などが掲げられています。

また、東京都においては、同計画を踏まえ、令和6年3月に子供の教育に特化した計画として「東京都教育ビジョン（第5次）」が策定され、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」という東京の目指す教育を実現するため、「自らの未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の実現」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」を柱に、学校教育だけでなく、家庭や地域、関係機関等が連携し、社会全体で学ぶことの重要性が示されています。

本市においては、生涯学習を推進するために平成13年3月に「武蔵村山市生涯学習推進計画」を策定し、社会情勢等に応じた見直しを行いながら、市民の生涯学習を支援する施策等に取り組んできました。

本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」（以下「第五次長期総合計画」といいます。）、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」といいます。）及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」（以下「第三次教育振興基本計画」といいます。）を踏まえ、令和8年3月を終期とする「武蔵村山市第五次生涯学習推進計画」を見直し、市民が生涯を通じて、自由に学習機会を得られ、学びを通して得た知識や技能を生かしてまちづくりを促進する社会を築いていくことを目的に策定するものです。

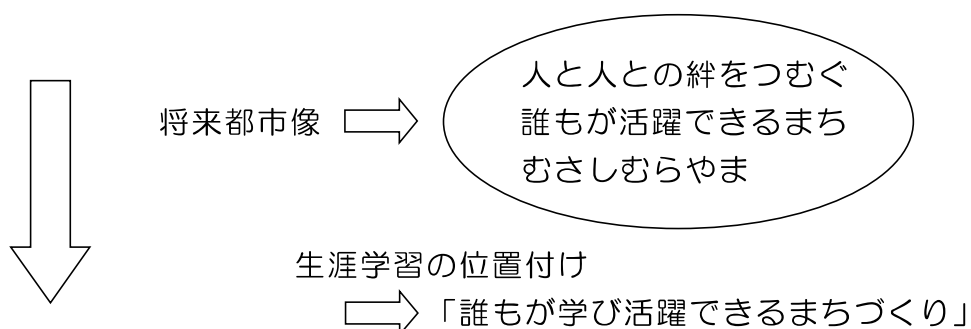
また、本計画では、SDGsの達成に資する施策を定めており、これらは本市における持続可能な地域社会の発展を目指す取組として位置付けられています。

## 第2節 計画の性格と位置付け

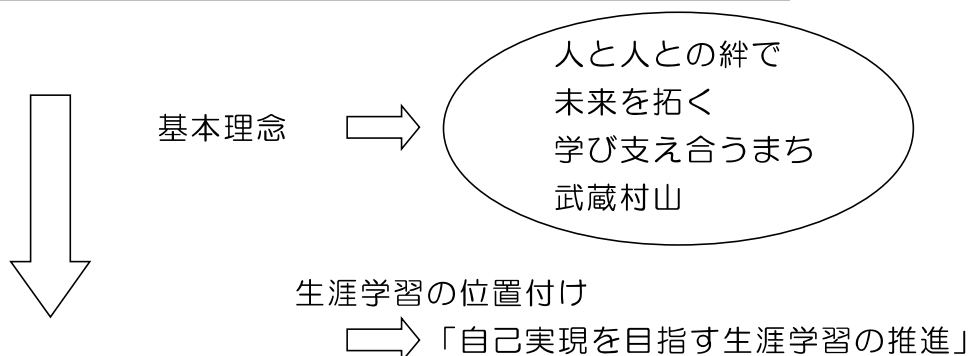
生涯学習の総合的かつ効果的な推進に向けて、計画の性格を以下のように定めます。

- ◆ 本市の事業を生涯学習という視点で捉え直し、体系化したうえで、本市の生涯学習を総合的かつ効果的に推進するための指針とします。
- ◆ 「第五次長期総合計画」、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三次教育振興基本計画」を上位計画とし、本市の生涯学習に関する施策を具体的に定める個別計画とし、その他の諸計画との整合性を図りながら推進します。
- ◆ 市民とともに生涯学習を推進するため、市の役割を明らかにします。
- ◆ 大学などの高等教育機関や民間事業者などに対して協力を求め、推進します。

### 第五次長期総合計画（基本構想・後期基本計画）



### 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 第三次教育振興基本計画



### 武蔵村山市第六次生涯学習推進計画

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。この間、計画期間内であっても、社会情勢や市民の生涯学習ニーズの変化等へ対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ります。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

家族や仲間、地域社会の人々の期待に応えることで得られる充実感や達成感、人としての基本的な喜びの一つです。「生きがい」や「やりがい」とは、人と人とのふれあいの中から育まれます。この「生きがい」や「やりがい」は、市民の健康で豊かな生活だけでなく、まちを支える市民の力の源となります。

また、「狭山丘陵」をはじめとする貴重な自然資源を市民の誇りとし、自然に親しみながらその尊さを知るとともに、地域の歴史や伝統文化等を学び、郷土意識を育みながら、生きがいをもって過ごせるまちづくりを目指して、生涯学習推進計画の基本理念を以下のように定めます。

#### 生きがい・ふれあいを育む生涯学習

市民一人一人が

狭山丘陵の自然や地域の歴史、文化・芸術等

多様な学習活動を通じて

ふれあい 学びあいながら

誰もが

郷土意識と生きがいをもてる

まちづくりを目指す

## 第2節 施策展開における6つの柱

本計画の基本理念である「生きがい・ふれあいを育む生涯学習」を目指して、「生涯学習のまちづくり」の視点のもとに、施策展開における6つの柱を定めます。

### 基本理念

生きがい・ふれあいを育む  
生涯学習

#### 1 ライフステージに応じた学習の充実

生涯にわたって自由に学ぶために、ライフステージに応じた興味や学習課題に対して主体的に学習できるよう、幅広い学習の場や機会の創出を図ります。

#### 2 市民の交流を促す拠点づくり

市民が気軽に学習活動に参加し、交流できる拠点づくりを推進します。また、地域ごとの交流拠点とともに、全市的な拠点の整備も視野に入れます。

#### 3 社会参加への関心を育む学習の推進

様々なグループ活動での仲間関係を基盤に、市民が社会参加への関心を持ち、市の課題や特色を共に分かち合うことで、皆でまちを支えていく意識を育み郷土意識を醸成します。

#### 4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

グループ、団体同士のネットワーク化を促進させるため、相互の交流や合同行事等の開催を支援し、活動の輪が広がる仕組みをつくります。

#### 5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

仲間づくりの支援のため、グループ・団体情報を提供し、利用者が施設利用状況等の把握を手軽に行える情報提供体制を整備します。関心を持ったらすぐに学習活動を始めることのできる環境をつくります。また、市民の要望に応える学習相談体制の整備・充実を図ります。

#### 6 生涯学習推進体制

市民の求める学習内容は多様化しており、行政各部局の連携・協力体制を強化するとともに、行政が市民や企業との連携・協力体制を構築し、地域ぐるみの推進体制を確立することが求められます。このため、生涯学習推進本部及び生涯学習審議会を機軸に、庁内及び市民組織による推進体制を充実し、市民と行政が一体となって生涯学習を推進します。

### 第3節 施策の体系

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
1 ライフステージに応じた学習の充実	(1)乳幼児期の学習	ア 乳幼児期を健やかに過ごす環境の整備 イ 障害児教育等の充実 ウ 家庭教育の支援 エ 子育てネットワークの推進
	(2)青少年期の学習	ア 教育内容・教育活動の充実 イ 特別支援教育の充実 ウ 学校施設の整備・充実
	(3)青少年期の社会教育	ア 学ぶ喜びを感じる環境の整備 イ 児童・青少年の地域活動の充実 ウ 学校教育と社会教育の連携 エ 青少年育成団体等への支援の充実 オ 青少年の地域ボランティア活動の充実
	(4)成人期の社会教育	ア 社会人となる青年に対する学習機会の整備 イ 今日的な課題の学習機会の創出 ウ 市民講座やフォーラムなどの充実
	(5)高齢期の社会教育	ア 学習機会の提供 イ 経験や知識が生かせる環境の整備 ウ 地域とのつながりの場の提供

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">市民の交流を促す拠点づくり</p>	(1)既存施設の充実と有効活用	<p>ア 既存施設のネットワーク化</p> <p>イ 学校開放の推進</p> <p>ウ 身近な公共施設の整備・充実</p> <p>エ スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実</p> <p>オ 体験学習の場や機会の整備</p>
	(2)狭山丘陵の保全と活用	<p>ア 教材としての地域の再発見</p> <p>イ 保全・活用と学習活動の推進</p>
	(3)全市的拠点の整備	(仮称)生涯学習センターの検討

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
3 社会参加への関心を育む学習の推進	(1)団体・グループへの学習機会の提供	「出前講座」の充実
	(2)地域の生活を守るための学習	ア 安全と防災・防犯のための学習の推進 イ 健康づくりのための学習の推進 ウ 消費生活に関する学習の推進 エ 環境に関する学習の推進 オ 職業能力向上へ向けた学習の充実
	(3)共に生き、共に生活できる環境づくり	ア コミュニティの振興 イ 高齢者・障害者の自立へ向けた学習の推進 ウ 人権・平和・男女共同参画に関する学習の推進 エ 国際理解に関する学習の推進
	(4)郷土の学習と新しい文化の創造	ア 地域の自然・歴史・民俗（伝統文化等）の学習の推進 イ 文化・芸術活動の推進 ウ 地域づくりの推進
	(5)ボランティア活動の推進	ア 指導者・ボランティアの育成 イ ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
4 市民をつなぐネットワーク形成の支援	(1)交流機会の充実	ア 交流機会の提供 イ 姉妹都市等との交流
	(2)スポーツ・レクリエーションの振興	ア 総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）の運営支援 イ スポーツ・レクリエーション活動の推進 ウ 団体育成・指導者育成
	(3)グループ・団体間の交流支援	ア 学習グループ・指導者の紹介 イ 市民参画や市民協働によるイベントの開催支援
	(4)世代間交流の促進	ア 児童・生徒と地域の接点づくり イ 世代を超えた交流の仕組みづくり
	(5)市民団体等への支援と連携	市民団体等への支援と連携

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
5 生涯学習情報提供・相談体制の整備	(1)情報システムの運用	公共施設予約システムの活用
	(2)情報媒体の充実	情報媒体の充実
	(3)生涯学習情報の集約	市民情報ネットワークの運用
	(4)学習相談体制の整備	生涯学習に関する相談の充実

施策の目標	施策の方向性	
大項目	中項目	小項目
6 生涯学習推進体制	(1)庁内推進組織	ア 生涯学習推進本部 イ 生涯学習推進本部庁内推進検討会
	(2)市民参加による推進組織	ア 生涯学習審議会 イ 生涯学習推進計画策定委員会
	(3)各種機関との連携体制	他の自治体や教育機関との連携

## 第3章 生涯学習推進事業

### 第1節 生涯学習推進計画掲載基準

#### 1 事業の選択についての基準

- (1) 市が市民に対して行う事業で、市民に学習する機会を提供するもの
- (2) 市民が学習するための条件整備として、市が行うもの(市民が学ぶことを直接の目的としない場合であっても結果として学習につながるもの及びその可能性があるものを含みます。)
- (3) 市民が広く参加することによって、交流を図ったり、市民の活動を支援することにつながるもの
- (4) 市民生活に関する市民の自主的な活動を支援するもの

#### 2 表記について

- (1) 事業番号は通し番号としていますが、事業内容が他の項目にも当てはまり再掲する場合は、括弧書きで最初に使用した番号を記載しています。
- (2) 令和8年度以降に新たに取組む事業、既に実施している事業で本計画に新たに掲載する事業については、施策・推進事業名に、(新規)と記載しています。

#### 3 事業の現状の表示内容

- (1) 

実	施
---	---

 前計画で実施していたもの
  - (2) 

未	実施
---	----

 前計画で未実施だったもの
- ※ 現状が数値で表せるものは、数値で記載

#### 4 事業の目標の表示内容

- (1) 

検	討
---	---

 事業の実施が可能か、又は有用なものか検討を行うもの
  - (2) 

充	実
---	---

 既に実施されているが、更に改善や充実を図るもの
  - (3) 

継	続
---	---

 既に実施されている事業で、今後も引き続き継続するもの
  - (4) 

実	施
---	---

 新たに取組む事業で、今後実施する予定のもの
- ※ 目標が数値で表せるものは、数値で記載

## 第2節 生涯学習推進事業一覧

### 1 ライフステージに応じた学習の充実

#### (1) 乳幼児期の学習

乳幼児期から少年期は、人格形成や社会性の基盤を培う重要な時期であり、他人とのつながりや生活習慣を身につける環境を整えることが重要です。そのため、異年齢との遊び集団の形成や自然にふれられる場を提供し、感受性を育むとともに、公園や児童遊園など身近な遊び空間の整備を図ります。

障害児の支援においては、保育所や学童クラブでの受入れを継続するほか、専門的な訓練と支援を行う「ちいろば教室」を実施し、心身障害児の健やかな発達を支援します。

また、家庭教育の重要性を普及・啓発し、家庭での教育機能向上を図るための講座や活動を推進するとともに、社会教育や学校教育、福祉、保健など関係部門と連携した相談体制を確立します。

さらに、都市化・核家族化による若い母親の孤立や子育ての不安を軽減するため、子ども家庭支援センターを中心とした保護者同士の交流やネットワークづくりの支援、子育て相談などにより、児童の健全な成長を支えていきます。

#### ア 乳幼児期を健やかに過ごす環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
1	おはなしの会の実施	絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、本の世界に導く等、本を読むことへの関心を育むような事業を開催する。	実施 継続	図書館
2	ブックスタート事業の実施 (新規)	3・4か月健康診査時に図書館職員が出向き、赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントし、併せて絵本の読み聞かせ等を行い、絵本に親しむきっかけづくりを行う。	実施 継続	図書館
3	パパとママのためのマタニティクラスの実施	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠期から授乳期までの健康管理、食事のバランス、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。	実施 継続	子ども子育て支援課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
4	子ども家庭支援センター事業の実施	子供と子育て家庭の援助に関する総合相談や在宅サービスの提供などの事業を実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
5	児童遊園・都市公園等の整備及び維持管理	まちづくり条例による公園や都市公園等の整備に努める。	実施	都市計画課 環境課
			充実	
6	健やかひろば事業の実施 (新規)	児童館や地区会館等を活用し、乳幼児及び保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談や子育て関連情報を提供することで、子育てに対する不安感や負担感を緩和し、児童福祉の向上を図る。自由遊びや子育て相談ができる「通常ひろばコース」と療育を主体とする「理学療法コース」の2コースを任意選択する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
7	とうきょうママパパ応援事業(ハグはぐ・むらやま)の実施	妊娠期から子育て期まで支援するため、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」において、保健師による母子健康や育児に関する相談を実施する。また、母子健康手帳の交付時に保健師が妊婦と面談し、育児支援計画を作成して妊婦の状況を把握する。必要に応じて関係機関と連携し、支援に努める。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

#### イ 障害児教育等の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
8	学童クラブでの障害児の受入れ	障害のある児童も学童クラブに参加できるように受入れを継続する。	実施	子ども育成課
			継続	
9	ちひろば教室の実施	児童発達支援事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応訓練その他の必要な訓練を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
10	心身障害者・児スポーツ教室の実施	障害のある方や児童等の健康増進と交流を促進するため、様々なニュースポーツを体験する教室を開催する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

## ウ 家庭教育の支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
11	子供読書活動推進事業の実施	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、読書活動の推進を図る。	実施	図書館
			継続	
12	「家庭の日」普及の広報・啓発	青少年の健全育成について、家庭が最も大切な役割を持つという観点から、家庭がその機能を十分発揮できるためのきっかけづくりとして、毎月第一日曜日を「家庭の日」として位置付け、広報・啓発を行う。	実施	子ども政策課
			継続	
13	家庭教育講座の実施	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催する。	2講座/年	文化振興課
			継続	
14	家庭教育の啓発資料の配布	家庭における教育の参考となる啓発資料を配布する。	実施	教育指導課
			継続	

## エ 子育てネットワークの推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(4)	子ども家庭支援センター事業の実施	子供と子育て家庭の援助に関する総合相談や在宅サービスの提供などの事業を実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
15	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を行いたい者と受けたい者で組織し、相互に協力し合うことで、子育て家庭の育児を支援する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
16	地域子育て支援拠点事業の実施	子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成、活動支援などの事業を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

### (2) 青少年期の学習

家庭と学校、地域が連携し、一人一人の個性や発達段階、学習状況に応じた指導を通じて、基礎的な学力や体力の向上を図り、読書活動や校外体験学習、ボランティア活動などによって思いやりや協調性を育み、「生きる力」を養成します。

また、国際化、高度情報化、少子高齢化、環境問題などの多様化する社会課題に対応するため、国際理解教育、ICT教育、環境教育、職業体験学習を進め、児童・生徒の社会性を広く育むとともに、教職員の研修を推進し、教育の質を向上させます。

特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対しては、特別支援学級の整備を進めるだけでなく、在籍する学級の特性に合った指導を行い、イン

クルーシブ教育の観点から特別支援学校との交流を通じて理解と相互のふれあいを促進し、地域との連携による能力の伸長を目指します。合わせて、地域の特性に応じた創意工夫のある学校施設の整備に向けて、ICT環境の整備を進めるとともに、地震などの自然災害に対する安全性の向上を図り、安心して安全な教育環境を構築します。

ア 教育内容・教育活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(11)	子供読書活動推進事業の実施	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、読書活動の推進を図る。	実施 継続	図書館
17	個性を生かす学校教育の実施	子供たちが、生涯を通じて社会の変化に主体的に対応し成長できるよう、基礎・基本の徹底と、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を重視して、一人一人の個性を生かす教育を実施する。	実施 継続	教育指導課
18	健康・安全指導の実施	子供たちが、自他の生命を大切にするなど、人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会・関係機関の緊密な連携のもとに、全ての子供たちの「心とからだの健康づくり」を推進する。	実施 継続	教育指導課
19	教育相談等の実施	集団不適応や不登校など教育問題についての相談や、障害のある児童・生徒の就学相談などを実施する。	実施 継続	教育指導課
20	心の教育推進事業の実施	<p>*小・中連携教育の推進 子供たちの豊かな心を育むために、教員・保護者相互が協力し、一貫したカリキュラムについて創意・工夫を図る。</p> <p>*各中学校区での実践活動の推進 各中学校区におけるワークショップ等の地域と連携した実践活動について、豊かな心を育むため、更なる推進を図る。</p>	実施 継続	教育指導課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
21	国際理解教育の実施	JETプログラムによる外国語指導助手を全中学校に配置するとともに、小学校にも派遣し、国際交流の推進に努める。 また、帰国子女・外国籍児童・生徒の日本語指導等を行い、学校生活に適應させるための教育を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
22	ICT活用の推進	一人1台端末を活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報活用能力を培う事業の展開を図る。	実施	教育指導課
			充実	
23	環境教育の実施	地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題など様々な環境問題に関する教育を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
24	人権尊重教育の推進	差別やいじめなどの課題について教職員研修を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
25	体験学習の推進	地域の歴史や自然、文化などに直接ふれる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
26	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	実施	教育指導課
			継続	
27	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、学校評価制度等を活用し、教育活動や学校経営の充実を図る。	実施	教育指導課
			充実	
28	放課後子供教室の実施	児童の放課後の居場所を確保し、スポーツ、文化活動、学習活動等の体験活動と地域住民との交流活動等の機会を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
29	地域未来塾の実施	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であり、又は学習習慣が十分に身に付いていない児童等の学習習慣の確立や基礎学力の定着を図る。	実施	文化振興課
			継続	

## イ 特別支援教育の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
30	小・中学校特別支援学級の実施	障害の状況や発達段階特性に応じた適切な教育を行うため、特別支援学級の整備を図る。	実施	教育指導課
			継続	
31	特別支援教育の推進	特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な教育的指導を行うため、関係機関と連携しながら、特別支援教室・通級指導学級や巡回相談員等を活用し、特別支援教育を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
32	特別支援学級交流事業の実施	障害のある児童・生徒の幅広い交流を促進するため、学校内における交流を促進するとともに、特別支援学級のない学校との交流を図る。	実施	教育指導課
			継続	

## ウ 学校施設の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
33	学校施設の整備・充実	安全性の確保と多様化する教育内容への対応を図るため、学校施設の改修・整備を図る。	実施	教育総務課
			充実	

### (3) 青少年期の社会教育

児童・青少年が社会性を育み、学ぶ喜びを感じられる環境を整えるため、家庭・学校・地域が連携し、世代を超えた幅広い交流や体験を通じた学習の機会を増やします。地域活動の紹介や支援も積極的に行い、地域活動を通じて青少年の健全育成に努めます。

また、学校教育と社会教育の連携を推進するため、小・中学校の余裕教室を地域活動や「放課後子供教室」に活用するとともに、学校への人材や教材といった地域の教育力導入を支援し、「総合的な学習の時間」など授業の幅を広げます。

さらに、青少年育成団体などの活動を支援することで、家庭・学校・地域が一体となった育成環境を構築し、児童・青少年が自らの役割を実感するとともに、人々の期待や信頼に応える機会を創出しながら、健全な成長を促します。これらの取組と合わせて、地域活動やボランティアへの参加を促進し、社会性を培いながら、地域コミュニティの振興を図ります。

ア 学ぶ喜びを感じる環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(27)	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、学校評価制度等を活用し、教育活動や学校経営の充実を図る。	実施	教育指導課
			充実	
34	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	実施	文化振興課 スポーツ振興課 図書館
			継続	

イ 児童・青少年の地域活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
35	子ども食堂推進事業の実施	民間団体が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子ども食堂に対して、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	実施	子ども子育て支援課
			充実	
36	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	実施	文化振興課
			継続	
37	児童館事業の実施	子供たちに遊び場としての場を提供するとともに、友達との交流の中から、社会性・協調性が身に付くような児童館事業を推進する。	実施	子ども育成課
			継続	
38	青少年対策地区活動推進	地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区に対し活動費の一部の補助を行う。	実施	子ども政策課
			継続	
39	運動広場等の整備	運動広場等、身近な場所で運動・レクリエーションや遊び仲間と交流できる場所の整備を図る。	実施	環境課
			充実	
40	スポーツ少年団への支援	青少年の健全育成を目的としたスポーツ少年団の普及・促進のための活動を支援するほか指導者の育成を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	

ウ 学校教育と社会教育の連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(14)	家庭教育の啓発資料の配布	家庭における教育の参考となる啓発資料を配布する。	実施	教育指導課
			継続	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(26)	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	実施	教育指導課
			継続	
41	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	実施	教育指導課 文化振興課
			継続	
42	学校施設のスポーツ開放の実施	小・中学校の体育館と校庭を社会体育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
43	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボールなど小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	

#### エ 青少年育成団体等への支援の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(38)	青少年対策地区活動推進	地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区に対し活動費の一部の補助を行う。	実施	子ども政策課
			継続	
(43)	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボールなど小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
44	青少年吹奏楽団の育成	大型楽器の貸出しを行うことにより、吹奏楽団の育成を図る。	実施	文化振興課
			継続	

#### オ 青少年の地域ボランティア活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(25)	体験学習の推進	地域の歴史や自然、文化などに直接ふれる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
(36)	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	実施	文化振興課
			継続	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
45	クリーン作戦の実施	青少年対策地区委員会及びクリーンボランティアを中心に行われる市内一斉ごみ回収作業を通して、ボランティア意識の高揚を図る。	実施	ごみ対策課 子ども政策課
			継続	
46	夏の体験ボランティアの実施	小学生からシニアまでを対象に、夏の期間を利用して市内の福祉施設などにおいて活動を行い、社会福祉及びボランティア活動についての意識の高揚を図る。	実施	協働推進課
			継続	

#### (4) 成人期の社会教育

社会人となる青年が幅広い知識や能力を習得し、社会的な問題意識や地域づくりへの関心を育むことを目的として、実践的な学習機会の整備を行います。スポーツ・レクリエーション活動を支援し、健康増進や社会生活を楽しみながら充実させる場を提供することで、社会人となった後も継続的な学びや活動が可能となる環境の構築を目指します。

また、今日的な課題をテーマとした講座を開催し、市民がより多くの学びの機会を享受できるよう努めるとともに、市民講座やフォーラムを通じて、平和、環境、教育問題、男女共同参画など現代社会に対応する能力や判断力を養う機会を提供します。これらの講座等の開催に当たっては、大学やその他の高等教育機関、市内在住の文化人や教育者などとの連携を強化し、多様な学習メニューの拡充に取り組みます。

##### ア 社会人となる青年に対する学習機会の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
47	スポーツ・レクリエーション事業の実施	市民の交流を促進するため、親しみやすいスポーツ・レクリエーション事業を推進する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

##### イ 今日的な課題の学習機会の創出

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
48	市民講座の実施	生活課題や今日的課題を取り上げた、市民のニーズに応える講座を開催する。	3講座/年	文化振興課
			継続	

## ウ 市民講座やフォーラムなどの充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(48)	市民講座の実施	生活課題や今日的課題を取り上げた、市民のニーズに応える講座を開催する。	3講座/年 継続	文化振興課
49	講演会等の開催	平和、環境、教育問題、男女共同参画等をテーマとした各種講演会等の開催に努める。	実施 継続	関係各課
50	芸術鑑賞の実施	身近な場所で市民の芸術鑑賞の機会を提供する。	実施 継続	文化振興課
51	大学等の公開講座・共催講座の実施	大学などの高等教育機関に市民講座の開催を要請するとともに、連携して市民講座を実施することを検討する。	未実施 検討	文化振興課

### (5) 高齢期の社会教育

人生100年の時代を豊かに生きるためには、高齢期も引き続き学習を継続することが重要です。高齢期の健康向上、生きがいや新しい活力を創造していくために、高齢者を対象とした学習機会を提供します。

一方、これまでに培ってきた経験や知識を地域や社会に還元するためには、次世代に伝えるべき伝統文化や技術、知識、ノウハウを持った市民が活躍できる環境を整備することも重要です。特に高齢社会においては、こうした市民が自身の能力や経験を生かし、地域振興や教育活動に貢献できる仕組みを構築することで、生きがいを感じながら新たな活力を得ることが可能となり、持続可能な社会の実現にも寄与します。

さらに、地域における世代間交流の場・機会づくりの推進に努め、介護予防や孤立の抑止に寄与します。

#### ア 学習機会の提供

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
52	学習機会の提供	高齢者が地域社会や家庭において生きがいを目指した学習活動ができるよう、各種講座の開催に努める。	2講座/年 継続	文化振興課

イ 経験や知識が生かせる環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
53	経験や知識が生かせる環境の整備	学習活動で得た知識や習得した技術・技能を地域活動に生かせる機会を提供する。	実施	文化振興課
			継続	

ウ 地域とのつながりの場の提供

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
54	お互いさまサロンの充実 (新規)	高齢者が地域社会の中で経験と知識を生かし、生きがいを持って社会参加できるように、お互いさまサロンなど地域において世代間交流等の多様な交流の場・機会づくりの推進に努める。	実施	高齢福祉課
			継続	

## 2 市民の交流を促す拠点づくり

### (1) 既存施設の充実と有効活用

身近な公共施設を市民交流の拠点として、使いやすい施設にするとともに、施設の有効活用を推進します。そのために、公共施設予約システムを活用し、ネットワーク化された各施設の予約や生涯学習に関する情報発信を行うことで、市民の利便性の向上に努めます。

また、小・中学校を地域の学習、スポーツ、文化活動の場として開放し、地域社会と子供たちの活動拠点を提供するとともに、余裕教室を「放課後子供教室」として使用するなど、効果的な活用を推進します。

市民会館や学習等供用施設などは、市民にとってより身近で使いやすい施設となるよう整備を図るとともに、図書館においては、近隣市町と連携して広域利用を促します。福祉関係施設では、子供や高齢者が安心・安全に過ごせる空間として施設の整備を図ります。

体育館施設や運動広場等については、スポーツやレクリエーションを通じた市民交流を促進するための整備を図っていきます。屋外体験学習広場は、屋外体験学習を推進するため、引き続き維持管理に努めます。

高齢者喜び農園や体験型市民農園については、市民が身近に土とふれあいながら交流を深める機会を提供します。また、狭山丘陵の自然を活用し、健康づくりや観察会などの体験学習の機会も創出します。

#### ア 既存施設のネットワーク化

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
55	公共施設予約システムの活用	公共施設予約システムを活用し、施設利用の利便性の向上及び生涯学習情報の発信を図る。	実施	文化振興課
			継続	

#### イ 学校開放の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(41)	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	実施	教育指導課 文化振興課
			継続	
(42)	学校施設のスポーツ開放の実施	小・中学校の体育館と校庭を社会体育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
56	遊び場開放の推進	学校の校庭が子供たちの活動拠点となるよう遊び場開放を推進する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

ウ 身近な公共施設の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(34)	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	実施	文化振興課 スポーツ振興課 図書館
			継続	
57	図書館の広域的相互利用の実施	近隣市町と連携し、図書館の相互利用を行う。	実施	図書館
			継続	
58	福祉関係施設の整備	福祉会館や老人福祉館、児童館、地区児童館などの施設についての整備を図る。	実施	福祉総務課 子ども育成課
			継続	
59	地区集会所の整備	地域のコミュニティ振興の拠点としての集会所の整備を図る。	実施	文化振興課
			継続	
60	電子図書館の利用促進 (新規)	読書環境や生涯学習の充実等に資するため、24時間・365日いつでも利用可能な電子図書館の利用促進に努める。	実施	図書館
			継続	

エ スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(34)	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	実施	文化振興課 スポーツ振興課 図書館
			継続	
(39)	運動広場等の整備	運動広場等、身近な場所で運動・レクリエーションや遊び仲間と交流できる場所の整備を図る。	実施	環境課
			充実	
61	屋外体験学習広場の活用	市民の屋外体験活動を推進するため、屋外体験学習広場の維持管理に努める。	実施	文化振興課
			継続	

オ 体験学習の場や機会の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
62	狭山丘陵の活用	狭山丘陵の自然を、健康づくりや観察会などの学習活動に利用することにより、学習する機会の創出に努める。	実施	文化振興課
			継続	
63	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	実施	高齢福祉課
			継続	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
64	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	実施	産業観光課
			継続	

## (2) 狭山丘陵の保全と活用

狭山丘陵は、本市が誇るかけがえのない自然資源であり、豊かな自然環境と里山景観が残る貴重な地域です。東京都と連携して丘陵の保全活動や整備を進めるとともに、地域を学習教材として位置付け、自然保護や環境意識の啓発、健康づくり、文化財を活用した学習機会の提供などを行います。

また、動植物の観察や歴史・文化財を活用した講座を開催し、市民が自然とふれあいながら学び、郷土意識を育む機会を提供します。

### ア 教材としての地域の再発見

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
65	狭山丘陵の動物・植物の観察と研究の実施	狭山丘陵に生息する動植物の観察や研究を幅広く行い、記録や保全の活動の推進を図る。	未実施	文化振興課
			検討	
66	歩け歩け大会の実施	自然環境あふれる狭山丘陵を利用した健康づくりの推進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
67	地域に残る様々な文化財の活用	地域の歴史・民俗について再認識を促すため、吉祥山遺跡や軽便鉄道跡等、地域に残る各種文化財を活用した学習機会を提供する。	実施	文化振興課
			継続	

### イ 保全・活用と学習活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
68	歴史・文化財講座の実施	自然・歴史・民俗についての学習活動の推進を図る。	4回/年	文化振興課
			6回/年	

## (3) 全市的拠点の整備

(仮称)生涯学習センターの整備に際しては、多摩都市モノレール延伸に向けたまちづくりとの整合性を図るとともに、公共施設の最適な配置やその在り方について引き続き検討を進めます。

また、市民から要望の高い中央図書館と中央公民館の機能を併せ持たせるなど、学習活動の活性化をさせるための整備手法についても幅広く

検討していきます。

(仮称) 生涯学習センターの検討

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
69	(仮称) 生涯学習センターの検討	既存の公共施設最適配置に向けた検討と合わせて、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称) 生涯学習センターの在り方について検討を進める。	実施	企画政策課 文化振興課 図書館
			継続	

### 3 社会参加への関心を育む学習の推進

#### (1) 団体・グループへの学習機会の提供

市民が市の職員等による「出前講座」を活用し、行政が提供する専門的な知識や地域の情報を積極的に学ぶことで、市民主体のまちづくり意識を育み、行政と協力しながら地域の発展に参画していく気運を醸成します。

#### 「出前講座」の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
70	出前講座「むさしむらやま塾」の実施	市の施策や行政課題について、市民の要望する日時に職員等が出向き、講座を行う機会を提供する。	17 講座/年	文化振興課
			25 講座/年	

#### (2) 地域の生活を守るための学習

市民が安心して豊かな生活を送れる社会の実現を目指し、防災・防犯、健康づくり、消費生活、環境保全、職業能力向上など、様々な分野での学習機会を提供して知識の普及と意識啓発を推進します。

防災・防犯の分野では、震災や災害の教訓を生かし、市民による自主防災組織や自主防犯組織及び消防団の充実、防災訓練や学びの場の提供を通じて、市民の防災・防犯意識を向上させます。

健康づくりの分野では、「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるために、体力測定や健康相談、健康維持・増進プログラムの実施、ライフステージに応じた体系的な健康教育を展開し、疾病予防や体力向上に取り組めます。

消費生活の分野では、消費者講座や消費生活相談などを通じて、安全な消費生活に必要な情報の提供や消費者としての意識啓発を進めます。

環境保全の分野では、地球環境保全事業や自然観察会、ごみ処理施設の見学会などを通じて環境意識を啓発するとともに、循環型社会の形成を目指して公共用水域の水質保全や自然環境・生態系の保護、省資源・省エネルギー施策の推進に努め、「環境基本計画」に基づき計画的な環境施策を展開します。

職業能力向上の分野では、年々高度化・多様化する就労に求められる技術や知識を習得する学習機会を確保するため、大学等に公開講座の開催を要請するなど、就労に役立つ知識と技能の学習環境を充実させます。

これらの取組により、市民が各分野で生活の質を向上させるとともに、市・市民・事業者が協働し、持続可能で安心安全な社会づくりを目指します。

ア 安全と防災・防犯のための学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
71	夏期交通・防犯映画会の実施	小学校低学年を対象に、夏休み期間中における事故防止の啓発に努める。	実施 継続	危機管理課
72	自主防災組織や自主防犯組織等の育成	いざという時には、自分たちのまちは自分たちで守るということを基本に、地域住民による自主防災組織及び自主防犯組織等の育成の推進を図る。	2件/年 5件/年	危機管理課
73	シルバー自転車シミュレーターの活用	高齢者を対象として、実際の交通状況を映像で再現するシルバー自転車シミュレーターを活用して、自転車の安全利用に対する安全意識の普及啓発を行い、交通安全意識の高揚を図る。	1回/年 継続	危機管理課
74	スケアード・ストレイトの実施	中学生を対象に、スタントマンによる交通事故の実演を実際に見ることで、交通事故の瞬間を疑似体験し、交通安全意識の高揚を図る。	各中学校で3年に1回程度実施 継続	危機管理課
75	総合防災訓練の実施	関係機関との連携と地域住民の体験訓練を実施し、防災意識の高揚・啓発を図る。	1回/年 継続	危機管理課
76	防災写真展の実施	消防団や自主防災組織が日頃に行っている活動等の写真を展示することにより、日頃の備えの大切さを再認識し、防災意識の高揚を図る。	1回/年 継続	危機管理課
77	運転者講習会の実施	運転者を対象に運転ルールの見直しや交通事故防止の啓発を図る。	2回/年 継続	危機管理課

イ 健康づくりのための学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(10)	心身障害者・児スポーツ教室の実施	障害のある方や児童等の健康増進と交流を促進するため、様々なニュースポーツを体験する教室を開催する。	実施 継続	スポーツ振興課
(66)	歩け歩け大会の実施	自然環境あふれる狭山丘陵を利用した健康づくりの推進を図る。	実施 継続	スポーツ振興課
78	保健事業予定表の発行	幅広く市民の健康意識の高揚を図るため、健康に関する事業を掲載した保健事業予定表を発行する。	実施 継続	健康推進課
79	保健指導・健康教室の実施	生活習慣病に対する予防・改善のための事業の推進を図る。	令和6年度参加率80% 令和12年度参加率90%	健康推進課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
80	訪問指導の実施	訪問指導が必要と認められる者やその家族を対象に、保健師等が家庭を訪問し、健康で過ごすための相談等を実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
81	高齢者の健康づくりに関する事業の実施	健康教室等の開催により、高齢者の健康づくりを推進する。	実施	高齢福祉課
			継続	
82	総合体育館自主事業の実施	いつでも、誰でも、気軽に参加でき健康・体力づくりができる自主事業を実施し、市民の健康増進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
83	みんなの体力チェックの実施	簡単な体力測定で体力年齢を測ったり、日常の健康についての相談などを実施することにより、市民の健康維持と体力向上を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
84	ニュースポーツの振興	技術やルールが簡単で適度な運動量があり、レクリエーション性の高いスポーツの普及を図る。	実継	スポーツ振興課
			継続	

#### ウ 消費生活に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
85	消費者意識の向上	消費者講座、消費生活展等を開催することにより消費者意識の向上を図る。	実施	協働推進課
			継続	
86	消費生活センターの充実	安全で豊かな消費生活のため、消費生活センターの充実を図り、消費者被害の未然防止、対策の啓発に努める。	実施	協働推進課
			継続	

#### エ 環境に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(45)	クリーン作戦の実施	青少年対策地区委員会及びクリーンボランティアを中心に行われる市内一斉ごみ回収作業を通して、ボランティア意識の高揚を図る。	実施	ごみ対策課 子ども政策課
			継続	
87	環境副読本の発行	子供の頃から環境問題に理解を深めてもらうため、小学校の4年生を対象とし、環境副読本を発行する。	実施	環境課 ごみ対策課
			継続	
88	親と子の環境教室の実施	環境に関わる施設見学会を通して、親子で学習する機会を提供する。	1回/年	環境課
			継続	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
89	校庭芝生の活用及び維持管理	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。また、地域住民の協力のもと、適切な維持管理に努める。	実施	教育総務課
			継続	
90	ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理の一連の流れを知るとともに、ごみの分別及び減量についての動機づけの一助とする。	1回/年	ごみ対策課
			継続	
91	ごみ情報誌の発行	廃棄物処理に係る取組や課題等について、広く市民に周知するため、情報誌を発行する。	1回発行/年	ごみ対策課
			継続	

### オ 職業能力向上へ向けた学習の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(51)	大学等の公開講座・共催講座の実施	大学などの高等教育機関に市民講座の開催を要請するとともに、連携して市民講座を実施することを検討する。	未実施	文化振興課
			検討	

### (3) 共に生き、共に生活できる環境づくり

地域コミュニティの活性化を図るため、市民相互の信頼関係を深める活動やイベントの実施、自治会活動の支援、交流機会の創出に努めます。

また、高齢者や障害者の自立を促進するための技術研修や生きがいを支援し、地域全体で支え合う福祉の実現を推進します。

さらに、人権・平和に関する学習を通じて、人権を尊重した社会の形成や平和への意識の醸成を図り、市民の平和意識向上のための講演や原爆写真展等を実施します。男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点に学習の機会を提供します。

国際化への対応では、国籍・民族・文化を超えた交流の基礎となる国際理解教育を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、モンゴル国のホストタウンに登録されたことを契機に開始したモンゴル国ウランバートル市ハンオール区との国際交流を継続していくとともに、今後も国際理解講座などを通して国際的な視野に立った開かれた意識の醸成に努めます。

ア コミュニティの振興

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(41)	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	実施	教育指導課 文化振興課
			継続	
(63)	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	実施	高齢福祉課
			継続	
(64)	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	実施	産業観光課
			継続	
92	イベントの開催支援	村山デエダラまつりや農業まつり、環境フェスタ、生涯学習フェスティバルなど、市民が気楽に集まり参加できるイベントの開催を支援する。	実施	産業観光課 環境課 ごみ対策課 文化振興課
			継続	
93	自治会活動の支援	自治会活動に対する支援を行うことにより、活動の活性化を図る。	実施	協働推進課
			継続	

イ 高齢者・障害者の自立へ向けた学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(52)	学習機会の提供	高齢者が地域社会や家庭において生きがいを目指した学習活動ができるよう、各種講座の開催に努める。	2講座/年	文化振興課
			継続	
94	老人クラブ・老人クラブ連合会への支援	地域において自主的に組織し、社会奉仕活動や健康を進める活動、生きがいを高める活動等を行っている老人クラブへの支援を行う。	実施	高齢福祉課
			継続	
95	障害者団体への支援	障害のある方の自立やコミュニケーションを図る場として活動している団体の運営を支援する。	実施	障害福祉課
			継続	
96	図書館資料の宅配サービスの実施	自宅で読書できる機会の提供のため、来館が困難な方に図書等を宅配する。	実施	図書館
			継続	
97	高齢者・障害者のための各種講座の開催	高齢者や障害のある方の日常生活をより豊かにするために、各種講座及び講習会の充実を図る。	実施	高齢福祉課 障害福祉課
			継続	

## ウ 人権・平和・男女共同参画に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
98	平和パネル展等の実施	非核平和都市宣言の趣旨に沿い、平和事業の実施を通して、平和に関する市民意識の高揚を図る。	実施	協働推進課
			継続	
99	平和に関する図書の展示	非核平和都市宣言に基づく事業として、平和を願い、核問題や原爆に関する図書を展示する。	実施	図書館
			継続	
100	男女共同参画センター「ゆーあい」の充実	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センター「ゆーあい」の充実を図る。	実施	協働推進課
			継続	
101	戦争に関する資料の展示 (新規)	歴史民俗資料館分館において、東京陸軍少年飛行兵の資料を中心とした戦争関連資料を展示することで、平和について学習する機会の推進を図る。	実施	文化振興課
			継続	

## エ 国際理解に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
102	国際理解に対応したホームページづくり	市のホームページにおいて観光情報や生活情報など生活に密着した案内には、外国語ページを併設する。	実施	広報・プロモーション課
			継続	
103	国際理解のための事業の充実	学校教育・社会教育の場において国際理解のための事業を実施する。また、市内に住む外国籍の方々との交流の機会を創出することに努める。	実施	協働推進課 教育指導課 文化振興課
			充実	
104	国際交流事業の実施	モンゴル国ウランバートル市ハンオール区と文化等を通じた相互交流を進める。	実施	協働推進課
			継続	

### (4) 郷土の学習と新しい文化の創造

市民一人一人が地域の自然環境、歴史、民俗（伝統文化等）を学び、郷土への愛着を深めるため、歴史民俗資料館及びその分館を拠点として歴史研究や文化財の調査を推進し、収蔵資料の展示公開を通じて市民の郷土への理解を深め、文化財の適切な収集・保管に努めるとともに、歴史資料をデジタルアーカイブ化（デジタル化して保存）することでインターネットを通じて、いつでもどこからでも資料を閲覧・活用できる環境を構築していきます。

また、市民の価値観が物の豊かさから心の豊かさへと変化する中で高

まる文化・芸術への関心に応えるため、幅広い文化・芸術活動を振興し、新しい地域文化の創造を図っていきます。そのために、文化・芸術の拠点である市民会館を中心に、市民一人一人が身近な場所で文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、文化・芸術活動を支える指導者の育成や文化団体、郷土芸能団体を支援していくことで、より一層の文化・芸術の振興を図ります。

このような取組を通じて、市民が文化・芸術に深く親しむ環境を整えていくことで、市民自らが地域文化の担い手であるという意識を醸成していきます。

さらに、新たな市民文化の醸成を支援し、市民との協働による地域づくりを推進します。

#### ア 地域の自然・歴史・民俗（伝統文化等）の学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(25)	体験学習の推進	地域の歴史や自然、文化などに直接ふれる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
(62)	狭山丘陵の活用	狭山丘陵の自然を、健康づくりや観察会などの学習活動に利用することにより、学習する機会の創出に努める。	実施	文化振興課
			継続	
(67)	地域に残る様々な文化財の活用	地域の歴史・民俗について再認識を促すため、吉祥山遺跡や軽便鉄道跡等、地域に残る各種文化財を活用した学習機会を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
(68)	歴史・文化財講座の実施	自然・歴史・民俗についての学習活動の推進を図る。	4回/年	文化振興課
			6回/年	
105	文化財の調査・研究の実施	市内に残る文化財の調査・研究を行い、記録や保存活動を実施する。	実施	文化振興課
			継続	
106	伝統文化や文化財保護意識の高揚	伝統文化や文化財に関する各種展示や講座等を通して、学習、保存、継承を進めるとともに保護意識の高揚を図る。	実施	文化振興課
			継続	
107	歴史散策コースの設定・維持管理	健康づくりと地域の文化財学習を兼ねる歴史散策コースの利用促進のため、コースの設定や維持管理に努める。	実施	文化振興課
			継続	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
108	ガイドボランティアの養成	資料館の資料の説明や市内の文化財や史跡の説明などができるガイドボランティアの養成を検討する。	未実施	文化振興課
			検討	
109	歴史民俗資料館の整備	利用者や見学者の安全と学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の整備・充実に努める。	実施	文化振興課
			充実	
110	歴史資料のデジタルアーカイブ化の実施 (新規)	市指定文化財や資料館所蔵の歴史資料をデジタル化し、保存・活用する。	未実施	文化振興課
			実施	
111	郷土に関する資料の展示 (新規)	資料館での常設展示や特別展、企画展を通じて、郷土の自然・歴史・民俗について学習できる場を提供し、郷土への理解と関心を深めるきっかけになるよう努める。	実施	文化振興課
			継続	

#### イ 文化・芸術活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(44)	青少年吹奏楽団の育成	大型楽器の貸出しを行うことにより、吹奏楽団の育成を図る。	実施	文化振興課
			継続	
(50)	芸術鑑賞の実施	身近な場所で市民の芸術鑑賞の機会を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
112	市民会館事業の実施	文化・芸術にふれ、鑑賞する機会を充実するための事業を展開する。	実施	文化振興課
			継続	
113	文化団体への支援	各種文化団体が自主的に組織している文化協会への支援を行う。	実施	文化振興課
			継続	
114	市民文化祭への助成	文化協会が実行委員会を組織して行う市民文化祭に対し、文化・芸術活動の振興のための助成を行う。	実施	文化振興課
			継続	
115	自主グループ・団体への支援	自主グループや団体が自主的に行うまつりやイベントなどの活動の支援に努める。	実施	文化振興課
			継続	
116	指導者の育成と人材の活用	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図る。	実施	文化振興課
			継続	
117	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	来場者数 約 800 人	文化振興課
			来場者数 約 1,000 人	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
118	学習グループの紹介支援	活動している団体やグループ相互の交流を促進するため支援を図る。	未実施 検討	文化振興課
119	サークル・団体情報の提供	市ホームページにサークル・団体情報を掲載し、グループづくりや活動PRを支援する。	未実施 検討	文化振興課
120	文化・芸術に対する意識の醸成 (新規)	文化・芸術活動発表の場の提供や指導者の育成等を通じて、地域文化の担い手としての意識の向上を図る。	実施 継続	文化振興課
121	郷土芸能団体への支援 (新規)	各種郷土芸能団体が自主的に組織している郷土芸能連絡協議会に対して助成等による支援を行う。	実施 継続	文化振興課

#### ウ 地域づくりの推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(115)	自主グループ・団体への支援	自主グループや団体が自主的に行うまつりやイベントなどの活動の支援に努める。	実施 継続	文化振興課
122	村山デエダラまつりの開催	活力にあふれたにぎわいのあるまつりを目指して、実行委員会とともに村山デエダラまつりの充実に努める。	実施 継続	産業観光課
123	太鼓・もちつき用具の貸出し	社会教育団体が行う行事を支援するため、太鼓及びもちつき用具の貸出しを行う。	実施 継続	文化振興課

#### (5) ボランティア活動の推進

市民が持つ知識や技能を地域社会に還元できる場や機会を広げるため、学校教育や社会教育ボランティア、福祉・環境美化活動、児童・生徒によるボランティア活動などの活動の幅を広げる取組を進めます。

また、ボランティア人材パートナーズ制度の周知、公園や緑地の維持を目的としたボランティア活動を通じて、市民協働によるまちづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を目指します。

さらに、ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」を拠点に、福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習など多様なボランティア活動を支援し、コーディネーターとしてボランティア希望者とそれを必要とする市民を結びつける役割を担いながら、情報収集や提供、相談、活動の仲介を行うことで、市民による積極的な社会貢献を後押しします。

ア 指導者・ボランティアの育成

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(36)	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	実施	文化振興課
			継続	
(116)	指導者の育成と人材の活用	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図る。	実施	文化振興課
			継続	
124	図書館ボランティアの養成	図書館事業に協力してくれるボランティアを養成する講座の開催を通じて養成に努める。	実施	図書館
			継続	
125	各種ボランティアの育成	福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などの各種ボランティアの育成に努める。	実施	関係各課
			継続	
126	ボランティア人材パートナーズ制度の推進	地域における市民活動の促進及び協働のまちづくりを推進するため、知識や経験、技能等を有する人材を登録・紹介するボランティア人材パートナーズ制度の推進に努める。	実施	協働推進課
			継続	
127	公園・緑地等ボランティア制度の運営	公園の利用及び地域コミュニティの活性化を図るため、市が管理する公園や緑地等の維持管理を市民との協働により実施する。	実施	環境課
			継続	
128	援農ボランティア制度の運営	農業従事者の不足等による農地減少の抑制を図ることを目的として、援農ボランティアを活用する。	実施	産業観光課
			継続	

イ ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
129	ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実	ボランティア活動を推進するため、福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などのボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実を図る。	実施	協働推進課
			継続	

## 4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

### (1) 交流機会の充実

市民交流の場や機会を充実させるため、村山デエダラまつりや生涯学習フェスティバルなど、多様なイベントを幅広い運営主体との連携を図りながら推進し、これらを通じて市民が交流する機会を積極的に提供します。

また、体験型市民農園の整備を進め、高齢者が交流や活動を楽しめる「高齢者喜び農園」と合わせて、市民が共に学び、ふれあう場を展開します。

さらに、市域を越えた広がりある交流を目指し、姉妹都市である長野県栄村との交流やモンゴル国ウランバートル市ハンオール区との相互交流を進めるほか、周辺市町村とも連携を強化し、市民レベルでの交流促進を図ります。

#### ア 交流機会の提供

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(63)	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	実施	高齢福祉課
			継続	
(64)	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	実施	産業観光課
			継続	
(117)	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	来場者数 約800人 来場者数 約1,000人	文化振興課
(122)	村山デエダラまつりの開催	活力にあふれたにぎわいのあるまつりを目指して、実行委員会とともに村山デエダラまつりの充実に努める。	実施	産業観光課
			継続	

## イ 姉妹都市等との交流

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
(104)	国際交流事業の実施	モンゴル国ウランバートル市ハンオール区と文化等を通じた相互交流を進める。	実施	協働推進課
			継続	
130	姉妹都市「長野県栄村」との交流	姉妹都市「長野県栄村」との交流を推進する。	実施	関係各課
			継続	
131	姉妹都市宿泊施設利用者補助制度の実施	保養や健康増進とともに、姉妹都市栄村民との交流促進を図る。	98人/年	市民課
			300人/年	

## (2) スポーツ・レクリエーションの振興

市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身の健康を育むことができる地域づくりを目指して、武蔵村山市スポーツ推進計画との整合性を図りながら、総合型地域スポーツクラブ「よってかっしえクラブ」の自主的な運営を支援します。

また、市民がそれぞれの体力、年齢、興味や目的に応じて参加できるスポーツやレクリエーション活動の推進を図り、総合体育館などの施設を活用してスポーツ大会、教室、健康教室などを積極的に実施し、市民の参加を広く促進します。

さらに、地域のスポーツ団体やグループの育成に取り組むほか、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、スポーツ協力員などの指導者育成にも力を入れ、地域全体でスポーツ活動を活性化する環境を整備します。

### ア 総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
132	総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(43)	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボールなど小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
(82)	総合体育館自主事業の実施	いつでも、誰でも、気軽に参加でき健康・体力づくりができる自主事業を実施し、市民の健康増進を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
133	スポーツ指導者の養成	総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）を効果的に推進するため、ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の養成・確保に努める。	実施	スポーツ振興課
			継続	
134	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
135	市民総合体育大会の開催支援	体育協会が主催する市民総合体育大会を支援する。	実施	スポーツ振興課
			継続	
136	プールの開設	水泳を通じたスポーツ・レクリエーションを推進するため、夏休みを中心に市営プールを開設する。	実施	スポーツ振興課
			継続	
137	スポーツ都市宣言記念事業の実施	毎年10月にスポーツ都市宣言記念事業を実施し、市民がスポーツに親しむ機会の提供に努める。 スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進していく。	実施	スポーツ振興課
			継続	

ウ 団体育成・指導者育成

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(40)	スポーツ少年団への支援	青少年の健全育成を目的としたスポーツ少年団の普及・促進のための活動を支援するほか指導者の育成を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
138	スポーツ団体への支援	市内のスポーツ団体が自主的に組織している体育協会への支援を行う。	実施	スポーツ振興課
			継続	
139	スポーツ推進委員・スポーツ協力員の育成	地域スポーツを幅広く推進するための組織を育成し、指導者としての育成を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	

### (3) グループ・団体間の交流支援

市は、人と人との絆を深め、活力ある豊かな地域社会づくりを目指し、学習グループや指導者の紹介をはじめ、市民が主体となり参画・協働するイベントの開催を積極的に支援します。

また、文化協会や体育協会が企画・運営する市民参加型イベントや「生涯学習フェスティバル」などの交流機会を支援し、地域コミュニティを活性化する取組を推進することで、市民の支え合いや地域ネットワークが一層強固なものとなることを目指します。

#### ア 学習グループ・指導者の紹介

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(118)	学習グループの紹介支援	活動している団体やグループ相互の交流を促進するため支援を図る。	未実施 検討	文化振興課
(126)	ボランティア人材パートナーズ制度の推進	地域における市民活動の促進及び協働のまちづくりを推進するため、知識や経験、技能等を有する人材を登録・紹介するボランティア人材パートナーズ制度の推進に努める。	実施  継続	協働推進課
140	社会教育関係団体の育成	文化協会や体育協会など社会教育関係団体との連絡を密にし、団体の育成を図る。	実施  継続	文化振興課

#### イ 市民参画や市民協働によるイベントの開催支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(114)	市民文化祭への助成	文化協会が実行委員会を組織して行う市民文化祭に対し、文化・芸術活動の振興のための助成を行う。	実施  継続	文化振興課
(117)	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	来場者数 約800人 来場者数 約1,000人	文化振興課
(134)	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	実施  継続	スポーツ振興課

#### (4) 世代間交流の促進

世代を超えた交流を促進するため、児童・生徒が幼児から高齢者までの様々な世代の市民とふれあう機会を創出し、教育ボランティアの活用などを通じて地域との接点を増やします。

市で行われるイベントでは、世代間交流の観点から、様々な世代が共同体験を通して相互理解や絆を深められるような活動メニューや仕組みをつくり、異なる世代が楽しみながら交流できる取組を推進することで、豊かな人間関係とコミュニティの形成を目指します。

##### ア 児童・生徒と地域の接点づくり

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(26)	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	実施	教育指導課
			継続	
(38)	青少年対策地区活動推進	地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区に対し活動費の一部の補助を行う。	実施	子ども政策課
			継続	

##### イ 世代を超えた交流の仕組みづくり

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(117)	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	来場者数約800人	文化振興課
			来場者数約1,000人	
(134)	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	実施	スポーツ振興課
			継続	
141	各種スポーツ大会の実施	駅伝競走大会、歩け歩け大会等、各種スポーツ大会を実施する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

#### (5) 市民団体等への支援と連携

市民団体等への支援と連携を通じて、市民団体の活性化を図ることで生涯学習事業を推進します。

また、市民活動団体と市が協力して地域課題を解決するために、学校週5日制対応事業や協働事業提案制度を実施し、市民活動団体を積極的に支援するとともに、連携を深めることで地域社会における市民活動の発展を目指します。

市民団体等への支援と連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所 管
			目標	
142	学校週5日制対応事業を実施する団体への支援	学校週5日制対応事業を行う団体等に対して支援し、及び連携を図ることにより、子供たちの土曜日の有効活用を図る。	実施	文化振興課
			継続	
143	協働事業提案制度の実施	市民の主体的な意欲を地域課題の解決に生かし、協働による地域の支え合いを促進するため、市民活動団体と市が協働で事業を実施する協働事業提案制度を実施する。	実施	協働推進課
			継続	

## 5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

### (1) 情報システムの運用

市民がいつでも気軽に公共施設の予約を行い、市の講座やグループの紹介などの様々な生涯学習に関する情報を確認できる環境を整えるため、インターネットを活用した公共施設予約システムを効果的に運用します。

#### 公共施設予約システムの活用

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(55)	公共施設予約システムの活用	公共施設予約システムを活用し、施設利用の利便性の向上及び生涯学習情報の発信を図る。	実施	文化振興課
			継続	

### (2) 情報媒体の充実

市民のまちづくりへの関心と意識を高めるため、市報や市ホームページ、「武蔵村山市議会だより」、「教育むさしむらやま」、「武蔵村山くらしの便利帳」をはじめSNSなど、幅広い情報媒体の整備・充実を図り、これらを活用してまちづくり情報を積極的に発信します。

また、市の重要施策である多摩都市モノレールの延伸を見据えたまちづくりや土地区画整理事業などのほか、身近な生活情報としてごみのリサイクルや地域活動の機会など、市民が親しみやすい多様な情報を提供することで、市民活動の活性化に寄与します。

#### 情報媒体の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
144	市報むさしむらやまの発行	市政の動きや市の目指す方向等の市政情報や、市民の方々にとって必要な生活情報等の発信を迅速かつ的確に行うとともに、市民相互の交流やコミュニティの育成に役立つ情報の提供に努める。	実施	広報・プロモーション課
			継続	
145	武蔵村山市ホームページの充実	市の概要や歴史、行政情報、イベント情報等広く市をPRするとともに、市民生活に必要な情報を提供し、ホームページの充実を図る。	実施	広報・プロモーション課
			充実	

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
146	教育委員会・学校ホームページの充実	市の教育分野における情報や各学校の教育活動の取組等様々な情報を広く外部へ公開するとともに、情報の充実を図る。	実施	教育総務課
			充実	
147	武蔵村山市議会だよりの発行	議会での質疑内容や決定事項について、広く市民に周知する。	実施	議会事務局
			継続	
148	教育むさしむらやまの発行	教育委員会の事業や施策、市立学校の事業や取組などについて広く市民に周知する。	実施	教育総務課
			継続	
149	武蔵村山くらしの便利帳の発行	市の様々なサービスや窓口、施設の利用方法など市民生活に必要な情報を取りまとめ、発行する。	実施	広報・プロモーション課
			継続	

### (3) 生涯学習情報の集約

市ホームページやSNS、公共施設予約システムなどのICTを活用し、市民が情報の受け手としてだけでなく、主体的に情報を発信できる環境を整備します。これにより、市民自身がグループ活動や生涯学習のPR、成果の共有を行い、その活動を広く紹介することが可能となります。

また、ICTの活用により市民の多様な活動を支援し、学習の充実や新たな取組の促進を期待しながら、情報ネットワークの整備と利活用を進めていきます。

#### 市民情報ネットワークの運用

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(55)	公共施設予約システムの活用	公共施設予約システムを活用し、施設利用の利便性の向上及び生涯学習情報の発信を図る。	実施	文化振興課
			継続	
(91)	ごみ情報誌の発行	廃棄物処理に係る取組や課題等について、広く市民に周知するため、情報誌を発行する。	1回発行/年	ごみ対策課
			継続	
(119)	サークル・団体情報の提供	市ホームページにサークル・団体情報を掲載し、グループづくりや活動PRを支援する。	未実施	文化振興課
			検討	

#### (4) 学習相談体制の整備

市民が必要とする学習情報を提供するとともに、適切なアドバイスや学習のコーディネートをを行い、生涯学習に関する相談に的確に対応できる体制の整備と相談機能の充実を図ります。

##### 生涯学習に関する相談の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
(19)	教育相談等の実施	集団不適応や不登校など教育問題についての相談や、障害のある児童・生徒の就学相談などを実施する。	実施	教育指導課
			継続	
(86)	消費生活センターの充実	安全で豊かな消費生活のため、消費生活センターの充実を図り、消費者被害の未然防止、対策の啓発に努める。	実施	協働推進課
			継続	
(129)	ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実	ボランティア活動を推進するため、福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などのボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実を図る。	実施	協働推進課
			継続	
150	生涯学習相談の充実	公民館事業や施設の利用情報及び団体に関わる情報の充実を図る。また、生涯学習に関する相談体制の充実を図る。	実施	文化振興課
			充実	
151	健康・栄養相談の充実	生活習慣病など、健康や栄養に関する相談の充実を図る。	健康相談実施 令和6年度 69人参加 令和12年度 100人	健康推進課
152	レファレンスサービスの充実	市民の希望する図書資料を的確に提供できるよう、職員のレファレンス技術向上のための内部研修等の充実を図る。	実施	図書館
			充実	
153	市政情報コーナーの充実	市民の行政に対する理解を深めるため、行政資料の閲覧や各種資料の提供を推進する。	実施	広報・プロモーション課
			継続	

## 6 生涯学習推進体制

### (1) 庁内推進組織

生涯学習推進本部は、生涯学習推進計画の策定や施策に係る総合調整を行う役割を担い、またその下に設置された庁内推進検討会では、生涯学習推進計画や各種施策の検討、生涯学習に関連する調査・研究を行っています。

#### ア 生涯学習推進本部

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
154	生涯学習推進本部	生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進計画の策定など生涯学習に係る総合調整を行う。	実施	文化振興課
			継続	

#### イ 生涯学習推進本部庁内推進検討会

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
155	生涯学習推進本部 庁内推進検討会	生涯学習推進計画の策定及び生涯学習に関する調査・研究を行う。	実施	文化振興課
			継続	

### (2) 市民参加による推進組織

生涯学習審議会は、学識経験者や識見を有する者、公募による市民で構成されており、社会教育に関する施策の立案や、生涯学習の振興に向けた具体的な課題や取組について審議を行っています。

また、生涯学習推進計画策定委員会は、識見を有する者と公募による市民で構成され、生涯学習推進計画の策定に係る調査・研究を行います。

#### ア 生涯学習審議会

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
156	生涯学習審議会 (新規)	市民の意見・要望を反映した生涯学習の振興を図る。	実施	文化振興課
			継続	

#### イ 生涯学習推進計画策定委員会

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
157	生涯学習推進計画 策定委員会 (新規)	生涯学習推進計画策定のための調査・研究を行う。	実施	文化振興課
			継続	

### (3) 各種機関との連携体制

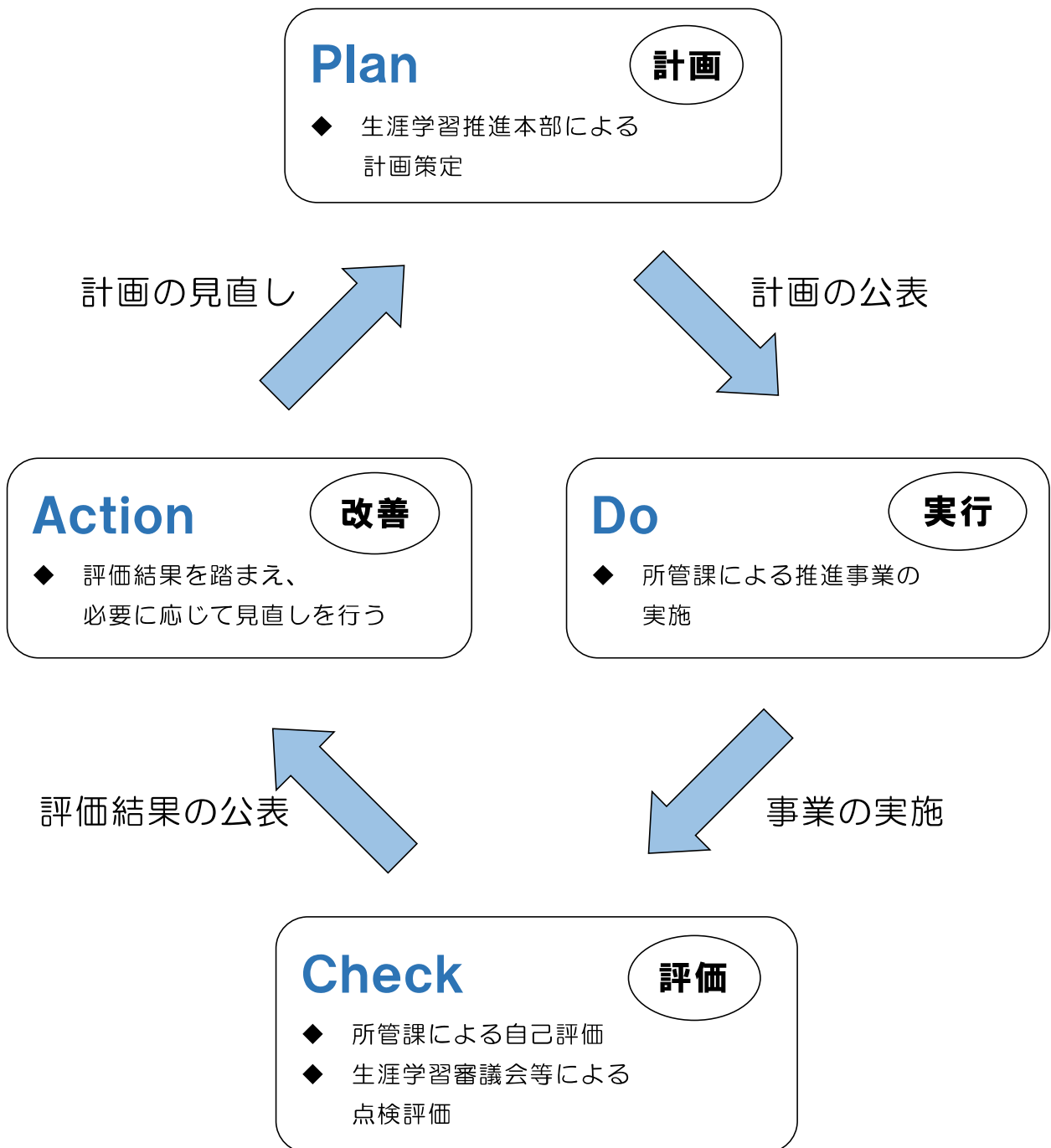
生涯学習の更なる推進を図るため、市内や近隣の大学や高等学校などの教育機関が実施している公開講座等の情報を積極的に収集・提供します。また、これらの教育機関に対して施設開放の要請を行うなど、幅広い協力関係を築くことで地域における学びの機会をより充実させるよう努めます。

#### 他の自治体や教育機関との連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	現状	所管
			目標	
158	都・区市町村生涯学習連絡協議会への参加	東京都が中心となって開催している協議会に参加し、情報収集に努める。	実施	文化振興課
			継続	
159	大学や高等学校等との連携	大学や高校、各種学校などで行っている事業の情報提供や公開講座、施設開放の要請など、連携に努める。	未実施	文化振興課
			検討	

## 第4章 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとして推進するため、所管課による推進事業の自己評価の後、生涯学習審議会等において点検及び評価を行い、必要に応じて生涯学習推進本部で計画の見直しを行います。





# 參考資料



## 1 生涯学習関連施設一覧

### ●行政

名 称	所 在 地	電 話
武蔵村山市役所 教育委員会	本町一丁目1-1	565-1111(代表)
緑が丘出張所	緑が丘1460-1104	564-1234
市民総合センター	学園四丁目5-1	
高齢福祉課		590-1233
障害福祉課		590-1185
障害者地域自立支援センター		590-1501
身体障害者福祉センター		590-1270
社会福祉協議会		566-0061
ファミリーサポートセンター		590-5723
子ども子育て支援課		590-1152
ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」		590-1430
教育センター事務室		590-1480
教育相談室	590-1470 0120-910-548	
適応指導教室	590-1253	
緑が丘高齢者サービスセンター	緑が丘1460-1103	590-5151
緑が丘ふれあいセンター 緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センター「ゆーあい」	緑が丘1460-1111	590-0755

### ●市民会館・公民館・地区会館

名 称	所 在 地	電 話
さくらホール（市民会館）	本町一丁目17-1	565-0226
公民館	大南二丁目78-1	562-4481
公民館中久保分館	本町二丁目77-1	565-1111 (文化振興課)
公民館さいかち分館	緑が丘1460-1133	565-1775
雷塚地区会館	学園四丁目4	564-2298
中藤地区会館	中藤三丁目16	565-0113
中部地区会館（市役所内）	本町一丁目1-1	565-1111 (教育総務課)
三ツ木地区会館	三ツ木二丁目39-2	560-3302
大南地区会館	大南五丁目1-69	562-3241
残堀・伊奈平地区会館	残堀一丁目60-3	560-0771

●総合体育館・体育施設

名 称	所 在 地	電 話
総合体育館	岸三丁目45-6	520-0082 (総合体育館)
雷塚公園(野球場、庭球場)	学園四丁目4	
大南公園(野球場、庭球場)	緑が丘2542	
野山北公園(プール、運動場)	本町五丁目31-1	
総合運動場(第一)	岸五丁目31-7	
総合運動場(第二)	岸五丁目31-7	
総合運動場(第三)	岸三丁目45-6	
三ツ木庭球場	三ツ木一丁目20-9	
三ツ木地域運動場	三ツ木一丁目15-2	565-1111 (環境課)
原山地域運動場	中央二丁目85-1	
残堀・伊奈平地域運動場	残堀四丁目21-1	

●歴史民俗資料館

名 称	所 在 地	電 話
歴史民俗資料館	本町五丁目21-1	560-6620
歴史民俗資料館分館	大南三丁目5-7	566-3977

●図書館・地区図書館

名 称	所 在 地	電 話
雷塚図書館	学園四丁目4	564-1284
中久保図書館	本町二丁目77-1	569-1501
中藤地区図書館	中藤三丁目16	565-0112
三ツ木地区図書館	三ツ木二丁目39-2	560-3301
大南地区図書館	大南五丁目1-69	562-3243
残堀・伊奈平地区図書館	残堀一丁目60-3	560-0171

●体験学習施設

名 称	所 在 地	電 話
屋外体験学習広場	三ツ木四丁目15-1	565-1111 (文化振興課)

●児童館・地区児童館・学童クラブ

名 称	所 在 地	電 話
お伊勢の森児童館	中央二丁目117-1	564-5594
山王森児童館	三ツ藤三丁目6-10	560-3037
山王森学童クラブ		
さいかち児童館	緑が丘1460-1133	565-0758
さいかち学童クラブ		

中藤地区児童館	中藤三丁目16	565-0111
中藤学童クラブ		
大南地区児童館	大南五丁目1-69	562-3242
大南学童クラブ		
残堀・伊奈平地区児童館	残堀一丁目60-3	560-0770
残堀・伊奈平学童クラブ 第一・第二		
雷塚学童クラブ	学園四丁目6-2 (雷塚小学校敷地内)	564-1666
西大南学童クラブ第一・第二	大南二丁目78-1 (小中一貫校大南学園 第七小学校内)	562-8761
三ツ木学童クラブ	三ツ木二丁目12-2 (第二小学校内)	560-5198
中原学童クラブ	残堀五丁目100-1 (第十小学校内)	560-0803
学園学童クラブ	学園一丁目1-85-1 (第九小学校内)	567-0508
本町学童クラブ	本町一丁目1-11 (第一小学校内)	561-7905

●福祉会館・福祉園

名 称	所 在 地	電 話
福祉会館	中央二丁目117-1	563-3825
第一老人福祉館	緑が丘1460-1111 (緑が丘ふれあいセンター内)	590-0755
第二老人福祉館	残堀二丁目22-1	560-3621
第三老人福祉館	本町四丁目40-1	560-9551
第四老人福祉館	岸三丁目47-7	560-5006
第五老人福祉館	神明二丁目7	567-0883
さいかち老人福祉館	緑が丘1460-1133	563-8080
のぞみ福祉園	本町五丁目22-1	560-6011

●保健相談センター

名 称	所 在 地	電 話
保健相談センター	本町一丁目23	565-9315

●学校給食センター

名 称	所 在 地	電 話
防災食育センター	榎三丁目30-1	516-9020

●地区集会所

名 称	所 在 地	電 話
上水台地区集会所	大南四丁目13-2	565-1111 (文化振興課)
新海道地区集会所	榎二丁目77-9	
西大南地区集会所	大南一丁目45-97	
中原地区集会所	中原二丁目25-6	
大南公園地区集会所	緑が丘2542	
学園地区集会所	学園四丁目3-10	
新大南地区集会所	大南一丁目121-36	
湖南地区集会所	大南五丁目1-119	
さいかち公園地区集会所	学園四丁目5-2	

●小学校・中学校

名 称	所 在 地	電 話
第一小学校	本町一丁目1-11	561-1751
第二小学校	三ツ木二丁目12-2	560-1752
第三小学校	中藤一丁目36-1	561-1753
第八小学校	三ツ藤二丁目50-1	560-7151
第九小学校	学園一丁目85-1	564-1359
第十小学校	残堀五丁目100-1	560-1710
雷塚小学校	学園四丁目6-1	561-1775
小中一貫校村山学園 (第四小学校・第二中学校)	緑が丘1460	561-1762
小中一貫校大南学園第七小学校	大南二丁目78-1	564-1286
小中一貫校大南学園第四中学校	大南二丁目79-1	564-4341
第一中学校	本町二丁目76-1	560-1761
第三中学校	神明四丁目117-1	564-3001
第五中学校	残堀五丁目55	560-3155

●高等学校・大学ほか

名 称	所 在 地	電 話
都立武蔵村山高等学校	中原一丁目7-1	560-1271
都立上水高等学校	大南四丁目62-1	590-4580
拓殖大学第一高等学校	大南四丁目64-5	590-3311
都立村山特別支援学校	緑が丘1460-1	564-2781
東京経済大学村山校舎	学園五丁目22-1	561-3711

●保育所

名 称	所 在 地	電 話
市立つみき保育園	学園三丁目12-1	563-3842
聖光三ツ藤保育園	三ツ藤三丁目36-10	560-3564
れんげ武蔵保育園	緑が丘1732-1	561-3959
聖光緑が丘保育園	緑が丘1610	564-3965
村山中藤保育園「櫻」	中央一丁目28-1	562-3141
村山中藤保育園「白樺」	残堀四丁目90-1	520-7151
育成会ひまわり保育園	大南三丁目71-1	564-3544
あゆみ保育園	中央二丁目53-3	564-9766
きし保育園	岸一丁目5-11	560-9922
みらい保育園	榎二丁目36-1	562-3232
育成会めぐみ保育園	大南一丁目33-3	565-3765
まどか保育園	本町三丁目40-3	560-1855
まどか保育園分園	残堀一丁目48-3	520-6853
つむぎ保育園	伊奈平五丁目66	560-0088
大南つぼみ保育園	大南三丁目94-1	566-5605

●幼稚園

名 称	所 在 地	電 話
むらやま幼稚園	大南一丁目25	561-1351
東京多摩幼稚園	緑が丘1834	562-5588
村山いずみ幼稚園	三ツ木三丁目45-1	560-4432
武蔵みどり幼稚園	大南三丁目90-5	564-9245

●生活関連施設

名 称	所 在 地	電 話
湖南衛生組合	大南五丁目1	561-1551
村山温泉「かたくりの湯」	本町五丁目29-1	520-1026

●都立公園関係

名 称	所 在 地	電 話
里山体験施設（里山民家）	岸二丁目32	531-2330
野山北・六道山公園 （遊びの森、冒険の森）	本町五丁目31	531-2325
野山北・六道山公園管理所	三ツ木四丁目2	

## 2 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱

平成12年4月28日訓令（甲）第9号

（設置）

第1条 武蔵村山市における生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画を策定し、並びに生涯学習に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、武蔵村山市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長2人及び本部員10人をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、あらかじめ本部長が指定するものとする。

（推進本部の会議）

第5条 推進本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庁内推進検討会の設置)

第6条 生涯学習推進計画の策定及び生涯学習の推進に関して必要な事項を調査、研究させるため、推進本部に、庁内推進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討会の組織)

第7条 検討会は、座長、副座長1人及び委員14人をもって組織する。

- 2 座長は、企画財政部企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、総務部総務契約課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、総務部防災安全課長、市民部保険年金課長、同部課税課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、環境部環境課長、健康福祉部福祉総務課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども政策課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、教育部教育総務課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。
- 5 検討会に、必要に応じ、生涯学習の推進に関して必要な事項の情報収集及び生涯学習の事業の企画立案をするための組織を置くことができる。

(座長及び副座長)

第8条 座長は、検討会の会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第9条 検討会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部及び検討会の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月20日訓令（甲）第2号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日訓令（甲）第21号）

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（甲）第16号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月7日訓令（甲）第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月30日訓令（甲）第13号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令（甲）第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月29日訓令（甲）第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月3日訓令（甲）第10号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令（甲）第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令（甲）第10号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令（甲）第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令（甲）第 10 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日訓令（甲）第 5 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 武蔵村山市生涯学習推進本部員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職名	備考
本部長	山崎 泰大	市長	
副本部長	石川 浩喜	副市長	
副本部長	池谷 光二	教育長	
本部員	雨宮 則和	企画財政部長	
本部員	乙幡 康司	総務部長	
本部員	島田 拓	市民部長	
本部員	並木 篤志	協働推進部長	
本部員	安齋 高	環境部長	
本部員	小延 明子	健康福祉部長	
本部員	室賀 和之	子ども家庭部長	
本部員	今泉 浩	都市整備部長	
本部員	鈴木 義雄	教育部長	
本部員	小林 真	議会事務局長	

#### 4 武蔵村山市生涯学習推進本部庁内推進検討会委員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	職 名	備 考
座長	平 崎 智 章	企画財政部企画政策課長	
副座長	栗 原 秀 和	総務部総務契約課長	
委員	古 川 純	総務部防災安全課長	令和8年1月1日～
	遠 藤 康 至		～令和7年12月31日
委員	並 木 武 司	市民部保険年金課長	
委員	樋 口 雅 秀	市民部課税課長	
委員	田 村 一 晴	協働推進部協働推進課長	
委員	池 谷 正太郎	協働推進部産業観光課長	令和7年10月1日～
	鳥 海 純 子		～令和7年9月30日
委員	前 原 光 智	協働推進部環境課長	
委員	持 田 文 吾	健康福祉部福祉総務課長	
委員	高 橋 一 磨	健康福祉部健康推進課長	
委員	加 藤 幸 代	子ども家庭部子ども政策課長	
委員	篠 田 光 宏	都市整備部都市計画課長	
委員	田 村 崇 寛	都市整備部道路下水道課長	
委員	佐 藤 哲 郎	教育部教育総務課長	
委員	石 川 篤	教育部スポーツ振興課長	
委員	児 玉 眞 一	教育部図書館長	

## 5 武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

令和6年11月8日訓令（乙）第168号

（設置）

第1条 武蔵村山市における生涯学習の推進計画の策定に関する調査研究（以下「調査研究」という。）のため、武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、本部長（武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（甲）第9号）第3条第1項の本部長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、調査研究を行うものとする。

（組織）

第3条 策定委員会は、次に掲げるところにより本部長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 生涯学習について識見を有する者 8人
- (2) 公募による市民 2人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

## 6 武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出区分	備考
委員長	河原塚達樹	生涯学習について識見を有する者	
副委員長	安藤誠	公募委員	
副委員長	小森健	公募委員	
委員	長堀雅春	生涯学習について識見を有する者	
委員	小川香代子	生涯学習について識見を有する者	
委員	石橋修	生涯学習について識見を有する者	
委員	横田恵美	生涯学習について識見を有する者	
委員	長瀬謙彰	生涯学習について識見を有する者	
委員	高橋幸子	生涯学習について識見を有する者	
委員	奥住明子	生涯学習について識見を有する者	

## 7 武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会からの意見

武蔵村山市生涯学習推進計画策定委員会

委員長 河原塚 達樹

生涯学習は、心の豊かさを育み生活を充実させるのみならず、地域との交流の機会を作るために重要な役割を果たします。第五次生涯学習推進計画を策定した際にも対応が必要であるとしていた少子高齢化や国際化はますます進み、市民の孤立を防ぐ施策の重要性が高まりました。

学びを通じて人と人とのつながりを広げることができるよう、技術や知識を生かし、市民が主体的に施策に携われるような環境の整備が重要であると考えます。また、市民の郷土意識を育むために、武蔵村山市固有の歴史や伝統を学ぶことが求められます。さらに、より豊かな市民生活実現に向けて文化・芸術にふれることができる場をこれまで以上に提供していくことも重要です。

モノレールの延伸に係る計画の進行に伴い、武蔵村山市を取り巻く状況は大きく変化するでしょう。それらを見据えたまちづくりや生涯学習の推進について、武蔵村山市独自の方法を加味しながら取り組んでいただくことを期待します。

モノレールの延伸のみならず、近年発展しているDXやAI等の技術革新も社会状況に大きく影響を及ぼしています。さらに、多様な価値観が生まれ、生涯学習へのニーズも高まることでしょう。それらを見込んで、活動に取り組もうとしている市民に対して十分な情報提供を行うことができるように日頃から備え、誰でも気軽に相談できる場を設けることができるようにDXを進め、AI等の活用なども視野に入れた体制を整える必要があります。

市民が生涯を通して学ぶ機会を得ることができ、豊かで生きがいのある暮らしを送ることはもちろん、生涯学習を通して身に付けた技術や知識を発揮して、主体的に武蔵村山市をよりよいまちに成長させていくことが求められています。その実現のために、本計画が効果的に推進されることを望みます。

## 8 武蔵村山市生涯学習審議会条例

令和4年3月25日条例第10号

(設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、武蔵村山市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し答申するほか、必要に応じて教育委員会に提言することができる。

- (1) 社会教育に関する施策の立案その他の生涯学習の振興に関すること。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定による社会教育に係る補助金の交付に関すること。
- (3) 武蔵村山市公民館条例（昭和48年武蔵村山市条例第20号）第4条に規定する公民館における各種の事業の企画実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、生涯学習の振興に関し識見を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(武蔵村山市社会教育委員設置条例の廃止)

2 武蔵村山市社会教育委員設置条例（昭和48年武蔵村山市条例第19号）は、廃止する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年村山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵村山市公民館条例の一部改正)

4 武蔵村山市公民館条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 9 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則

令和4年3月31日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市生涯学習審議会条例（令和4年武蔵村山市条例第10号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、武蔵村山市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 3人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 生涯学習について識見を有する者 3人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の会議に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(武蔵村山市社会教育委員会会議規則及び武蔵村山市公民館運営審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 武蔵村山市社会教育委員会会議規則（昭和48年武蔵村山市教育委員会規則第7号）
- (2) 武蔵村山市公民館運営審議会規則（昭和48年武蔵村山市教育委員会規則第9号）  
(武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

3 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則（平成16年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵村山市教育委員会公印規則の一部改正)

- 4 武蔵村山市教育委員会公印規則（昭和45年武蔵村山市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵村山市公民館条例施行規則の一部改正)

- 5 武蔵村山市公民館条例施行規則（昭和48年武蔵村山市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

10 武蔵村山市生涯学習審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出区分	備考
委員長	長堀雅春	生涯学習について識見を有する者	
副委員長	小川香代子	学識経験のある者	
委員	赤坂弘樹	学校教育の関係者	
委員	齋藤イト子	社会教育の関係者	
委員	渡辺達昭	社会教育の関係者	
委員	小川育男	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
委員	市川真子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
委員	石橋修	学識経験のある者	
委員	木下千里	生涯学習について識見を有する者	
委員	加藤大明	生涯学習について識見を有する者	
委員	横田恵美	公募委員	
委員	福島典之	公募委員	

## 1.1 武蔵村山市第六次生涯学習推進計画策定経過等

日程	事項
令和7年5月12日	第1回生涯学習推進本部会議 議題 (1)第六次生涯学習推進計画について (2)計画の骨子(案)について (3)計画策定のスケジュールについて
令和7年5月13日	第1回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)生涯学習推進計画策定委員会委員長・副委員長の選出について (2)第六次生涯学習推進計画について (3)計画の骨子(案)について (4)計画策定のスケジュールについて
令和7年6月25日	第1回生涯学習推進本部庁内推進検討会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第1章から第2章の検討について (2)その他
令和7年7月2日	第2回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第1章から第2章の検討について (2)その他
令和7年7月16日	第2回生涯学習推進本部庁内推進検討会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第3章の検討について (2)その他
令和7年8月12日	第3回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第3章の検討について (2)その他
令和7年8月20日	第3回生涯学習推進本部庁内推進検討会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第4章・第5章の検討について (2)その他
令和7年9月4日	第4回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画第4章・第5章の検討について (2)その他
令和7年10月8日	第4回生涯学習推進本部庁内推進検討会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画(素案)の確認について (2)その他

令和7年10月21日	第5回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画(素案)の確認について (2)その他
令和7年11月14日	第2回生涯学習推進本部会議 議題 (1)第六次生涯学習推進計画(素案)について (2)その他
令和7年12月18日 ～令和8年1月16日	第六次生涯学習推進計画(素案)に係る意見募集
令和8年1月21日	第6回生涯学習推進計画策定委員会 議題 (1)第六次生涯学習推進計画(原案)の確認について (2)その他
令和8年1月30日	第3回生涯学習推進本部会議 議題 (1)第六次生涯学習推進計画(原案)について (2)その他

# 武蔵村山市第六次生涯学習推進計画

(令和8年度～令和12年度)

発行年月／令和8年3月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市教育委員会

教育部文化振興課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042 (565) 1111 (代表)



**武蔵村山市**